

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

○ 地籍調査事業計画の策定	(地域復興支援課)	一
○ 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の廃止の届出	(障害福祉課)	一
○ 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	(同)	二
○ 肥料の登録有効期間の更新	(農産園芸環境課)	二
○ 肥料の登録の失効	(同)	二
○ 県営土地改良事業計画の縦覧(五件)	(農村振興課)	三
○ 都市計画変更の図書の写しの縦覧	(都市計画課)	四
○ 土地区画整理組合の定款変更の認可	(同)	四
○ 土地区画整理組合の理事についての届出	(同)	五
○ 土地改良区役員の就任及び退任の届出	(仙台地方振興事務所)	五
公 告		
○ 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る随意契約の相手方の決定	(税 務 課)	六
議 会		
○ 宮城県議会の保有する情報の公開に関する条例の施行状況の公表		六
選挙管理委員会		
○ 政治団体の届出		七
○ 政治団体の届出事項の異動届		七
○ 政治団体の解散届		九
○ 政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十二年分)		九
○ 政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十三年分)		一〇

ページ

告 示

○ 政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十四年分)	一
○ 政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十五年分)	一四
○ 資金管理団体の届出	一五
○ 資金管理団体の届出事項の異動届	一五
○ 資金管理団体の指定取消しの届出	一五
監査委員	
○ 定期監査結果等に対する措置の公表	一五
公安委員会	
○ 警備業法第二十二條第二項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習の実施	二〇

○ 宮城県告示第三百五十三号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第六條の三第二項の規定により、平成二十五年地籍調査事業計画を次のとおり定めた。

平成二十五年四月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 調査を行う者の名称及び調査区域

名 称	調 査 区 域
白石市	大平中目字穴田前等三十一単位区域 大平中目字灰場等八単位区域 大平森合字内田前等四十五単位区域 大平森合字鷺山等六単位区域 小下倉等四十一単位区域
大崎市	古川清滝字逆沢等二単位区域 古川清滝字向山等四単位区域

二 調査期間

地籍調査費負担金交付決定の日から平成二十六年三月三十一日まで

○ 宮城県告示第三百五十四号

児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十一條の五の十九第二項の規定により指定障害児通所支援事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出があったので、同法第二十一條の五の二十四の規定により告示する。

平成二十五年四月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号 〇四五一四〇〇二四六	事業所の名称及び所在地 障害児デイケアセンター こともの広場 東松島市矢本字道地 浦一三九一	廃止した指定障害児通所支援の種類 放課後等デイサービス	設置者名 社会福祉法人 矢本愛育会	廃止年月日 平成二十五年 四月三十日
---------------------	--	--------------------------------	-------------------------	--------------------------

○宮城県告示第三百五十五号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十五年四月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号 〇四一二六〇〇一二四	事業所の名称及び所在地 みお七ヶ浜 宮城県七ヶ浜町遠山 五丁目六一四十四	指定障害福祉サービスの種類 就労継続支援B型	設置者名 社会福祉法人 はらから福祉会	指定年月日 平成二十五年 四月一日
---------------------	---	---------------------------	---------------------------	-------------------------

○宮城県告示第三百五十六号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第十二条第二項の規定により、次のとおり肥料の登録有効期間の更新をした。

平成二十五年四月十六日

更新年月日	登録番号 (宮城県)	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)			その他の規格	生産業者の氏名 又は名称	生産業者の住所	有効期限
				窒素全量	りん酸全量	加里全量				
平成二十五年 二月二十六日	第五四六号	混合有機質肥料	バイオノ有機P ER6・0	六・〇	四・〇	二・五	含有を許される有害成分の 最大量及びその他の制限事 項は公定規格のとおり	大成農材株式会社	広島県広島市中区鉄砲町 七番八号	平成二十八年 三月二十八日
平成二十五年 二月二十六日	第五四七号	混合有機質肥料	バイオノ有機P ER6・5	六・五	四・〇	二・五	含有を許される有害成分の 最大量及びその他の制限事 項は公定規格のとおり	大成農材株式会社	広島県広島市中区鉄砲町 七番八号	平成二十八年 三月二十八日

○宮城県告示第三百五十七号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第十四条の規定により、次の肥料の登録は、失効した。

平成二十五年四月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

失効年月日	登録番号 (宮城県)	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)			その他の規格	生産業者の氏名 又は名称	生産業者の住所
				窒素全量	りん酸全量	加里全量			
平成二十五年 一月二十五日	第五四五号	なたね油かす及びその粉末	粒状なたね52	五・〇	二・〇	一・〇	その他の制限事項は公定規格のとおり	片倉チッカリン株式会社	東京都千代田区九段北一丁目十三番五号
平成二十五年 二月十三日	第三七八号	蒸製骨粉	蒸製骨粉	三・五	二〇・〇		その他の制限事項は公定規格のとおり	三陸フィッシュユミ ール株式会社	宮城県石巻市魚町一丁目二番七号
平成二十五年 二月十三日	第四二〇号	魚かす粉末	9・0魚粕粉末	九・〇	三・〇		その他の制限事項は公定規格のとおり	三陸フィッシュユミ ール株式会社	宮城県石巻市魚町一丁目二番七号

立てに対する決定に不服があるときは、同条第十項の規定により、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十五年四月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十五年四月十六日から平成二十五年五月十七日まで

三 縦覧場所

巨理町役場

○宮城県告示第三百六十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、県営高屋・鳥屋崎地区土地改良事業（農山漁村地域復興基盤総合整備事業（農地整備事業））計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画について不服があるときは、同条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議申立てをすることができる。また、この異議申立てに対する決定に不服があるときは、同条第十項の規定により、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十五年四月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十五年四月十六日から平成二十五年五月十七日まで

三 縦覧場所

巨理町役場

○宮城県告示第三百六十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、県営吉田南部地区土地改良事業（農山漁村地域復興基盤総合整備事業（農地整備事業））計画を定めたので、同条第五

項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画について不服があるときは、同条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議申立てをすることができる。また、この異議申立てに対する決定に不服があるときは、同条第十項の規定により、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十五年四月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十五年四月十六日から平成二十五年五月十七日まで

三 縦覧場所

巨理町役場

○宮城県告示第三百六十三号

石巻市から石巻広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十五年四月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

石巻広域都市計画道路

二 都市計画の変更の種類及び名称

1 変更

名称 三・六・二十六号渡波駅看町線、三・六・二十七号浜曾根南町線、三・六・二十八号万

石橋塩富線、七・六・二号伊勢町長浜線、七・六・四号裏町長浜線

2 廃止

名称 三・五・二十三号渡波長浜線

三 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第三百六十四号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により、次の土地区画整理組合の定款の変更について認可した。

平成二十五年四月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 組合の名称

利府町野中南土地区画整理組合

二 事務所所在地

宮城県利府町加瀬字十三本塚百四十二番地の一

三 設立認可の年月日

平成十五年十二月二十四日

四 変更の内容

事務所の所在地

（変更前）第五条 この組合の事務所は、宮城県利府町加瀬字十三本塚百四十二番地の一に置く。

（変更後）第五条 この組合の事務所は、宮城県利府町加瀬字南野中沢四十三番地の百九十三に置く。

役員の定数

（変更前）第十条 この組合の役員の定数は、理事九人、監事三人とする。

（変更後）第十条 この組合の役員の定数は、理事七人、監事三人とする。

五 変更認可の年月日

平成二十五年四月十日

○宮城県告示第百六十五号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二十九条第一項の規定により、土地区画整理組合からその理事について、次のとおり届出があった。

平成二十五年四月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 組合の名称

石巻市南境土地区画整理組合

二 事務所所在地

石巻市南境字鶴巻三十三番地一

三 届出の内容

理事を退任した者

氏 名 住 所

梶 原 武 徳 石巻市南境字中斉四十六番地

○宮城県告示第百六十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、仙台東土地改良区役員の就任及び退任について、次のとおり届出があった。

平成二十五年四月十六日

宮城県仙台地方振興事務所

所 長 薩 川 昌 則

一 就任した者

就任年月日	氏 名	住 所	役職名
平成二十五年四月一日	佐藤 稔	仙台市若林区三本塚字中谷地二百二十八番地	理事
平成二十五年四月一日	芳賀 健一	仙台市若林区大和町一丁目五番三号	理事
平成二十五年四月一日	佐藤 善一	仙台市若林区荒浜字南丁五十八番地の二	理事
平成二十五年四月一日	瀬戸 剛	仙台市宮城野区田子一丁目一番三十五号	理事
平成二十五年四月一日	熊坂 利美	仙台市若林区荒井字四ツ谷東十四番地	理事
平成二十五年四月一日	齋 久義	仙台市若林区藤塚字屋敷三十二番地	理事
平成二十五年四月一日	遠藤 忠	仙台市宮城野区岡田字寺袋浦十番地	理事
平成二十五年四月一日	渡邊 権哉	仙台市若林区二木字山王二十一番地	理事
平成二十五年四月一日	小島 一美	仙台市若林区飯田字屋敷五十番地	理事
平成二十五年四月一日	芳賀 正	仙台市宮城野区蒲生字鍋沼四十四番地の二	理事
平成二十五年四月一日	庄子 喜朗	仙台市若林区長喜城字御蔵前十六番地	理事
平成二十五年四月一日	木村 浩市	仙台市若林区荒井字宅地十番地	理事
平成二十五年四月一日	相澤 宏信	号 仙台市若林区沖野七丁目三十五番五	理事

二 退任した者

平成二十五年四月一日	山田 一雄	仙台市若林区沖野二丁目十一番十五号	監事
平成二十五年四月一日	色川 善勝	仙台市宮城野区福田町四丁目一番十六号	監事
平成二十五年四月一日	伊藤 憲一	仙台市若林区荒井字札屋敷五十五番地	監事

退任年月日	氏名	住所	役職名
平成二十五年三月三十一日	佐藤 稔	仙台市若林区三本塚字中谷地二百二十八番地	理事
平成二十五年三月三十一日	芳賀 健一	仙台市若林区大和町一丁目五番三号	理事
平成二十五年三月三十一日	佐藤 善一	仙台市若林区荒浜字南丁五十八番地の二	理事
平成二十五年三月三十一日	瀬戸 剛	仙台市宮城野区田子一丁目一番三十五号	理事
平成二十五年三月三十一日	熊坂 利美	仙台市若林区荒井字四ツ谷東十四番地	理事
平成二十五年三月三十一日	齋 久義	仙台市若林区藤塚字屋敷三十二番地	理事
平成二十五年三月三十一日	遠藤 忠	仙台市宮城野区岡田字寺袋浦十番地	理事
平成二十五年三月三十一日	渡邊 権哉	仙台市若林区二木字山王二十一番地	理事
平成二十五年三月三十一日	小島 一美	仙台市若林区飯田字屋敷五十番地	理事
平成二十五年三月三十一日	木村 浩市	仙台市若林区荒井字宅地十番地	理事
平成二十五年三月三十一日	相澤 宏信	仙台市若林区沖野七丁目三十五番五号	理事
平成二十五年三月三十一日	相原 勝太郎	仙台市宮城野区蒲生字原屋敷十一番地の二	理事
平成二十五年三月三十一日	今野 靖夫	仙台市若林区荒井字矢取十三番地	理事
平成二十五年三月三十一日	山田 一雄	仙台市若林区沖野二丁目十一番十五号	監事
平成二十五年三月三十一日	色川 善勝	仙台市宮城野区福田町四丁目一番十六号	監事

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。
平成二十五年四月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 随意契約に係る物品又は役務の名称及び数量 平成二十五年年度税務総合管理システム運用管理業務 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 総務部税務課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 契約の相手方を決定した日 平成二十五年三月十八日
- 四 契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 東京都江東区豊洲三丁目三番三号
- 五 契約金額 二千八百七十二万八千円
- 六 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 七 契約の相手方を決定した理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十条第一項第二号該当

議 会

○宮城県議会の保有する情報の公開に関する条例（平成十一年宮城県条例第二十七号。以下「条例」という。）第二十一条の規定により、平成二十四年度における条例の施行の状況を次のとおり公表する。
平成二十五年四月十六日

宮城県議会議長 中 村 功

平成24年度

- 1 公文書の開示請求の件数及び処理状況

条例第4条の規定による公文書の開示の請求の件数及び処理状況は、次のとおりである。

受付件数	処 理 状 況				取 下 げ 処 理 中
	開 示	部分開示	非開示	拒 否	
				存在	
				存在	

6	6	0	0	0	0	0	0
---	---	---	---	---	---	---	---

(注) 「存否応答拒否」とは、請求のあった公文書の存否を明らかにしない決定を言い、「文書不存
在」とは、請求のあった公文書を保有していない決定を言う。

2 異議申立ての状況

条例第6条の規定による決定について、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定
に基づき異議申立てがあったものは、次のとおりである。

(1) 件数及び処理状況

異議申立て件数	処 理 状 況				取 下 げ	審 理 中	そ の 他
	却 下	棄 却	認 容	一部認容			
0	0	0	0	0	0	0	0

(注) 「その他」とは、宮城県議会情報公開審査会に未だ諮問されていないものを言う。

(2) 件名及び処理状況

異議申立て年月日	件 名	名	処理状況
	な	し	

選挙管理委員会

○宮選管告示第三十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定により、次のとおり政治団
体の届出があった。

平成二十五年四月十六日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

(一) 政党の支部

(イ) 法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

一以上の市町

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類	村等の区域を単位として設けられる支部	届出年月日
みんなの党参議院宮城県第2支部	和田 政宗	和田 美穂	仙台市青葉区上杉一丁目二二	参議院議員		平成二十五年三月二十七日

(二) その他の政治団体（政党、政党の支部及び政治資金団体以外の政治団体）

(イ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
秋本よしのり後援会	保科 毅	陶久 尚子	柴田郡柴田町船岡中央三丁目一四	平成二十五年二月二十六日
日下しん後援会	熊谷 毅	日下 修	登米市中田町宝江黒沼字下道六六一	平成二十五年三月一日
ついの惣一郎後援会	石川儀一郎	遠藤 慶一	東松島市赤井字川前五丁目七四	平成二十五年一月十六日
斎藤ゆういち後援会	鈴木 正行	小野 芳美	柴田郡柴田町大字船岡字新生町五一六	平成二十五年二月二十六日
白鳥あきひろ後援会	千葉 繁	佐々木 衛	登米市迫町佐沼字中江四丁目八一七	平成二十五年三月五日
すどう慎後援会	高橋 新一	須藤 京子	柴田郡大河原町字上川原四七丁目三	平成二十五年二月十八日
ふじたとしひこ後援会	鈴木 安夫	藤田 利彦	石巻市渡波字黄金浜一〇九一三	平成二十五年三月六日
藤田利彦と未来の石巻を考える会	藤田 利彦	鈴木 安夫	石巻市渡波字黄金浜一〇九一三	平成二十五年三月六日
宮城県歯科衛生士連盟	奥谷 房子	奥谷 房子	仙台市青葉区国分町一丁目一五一一	平成二十五年三月二十二日

(ロ) 法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類	届出年月日
和田政宗後援会	和田 政宗	和田 美穂	仙台市青葉区上杉一丁目三	参議院議員	平成二十五年三月二十五日

○宮選管告示第三十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定により、次のとおり政治団
体の届出事項を異動した旨届出があった。

平成二十五年四月十六日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

(一) 政党の支部

政治団体の名称 異動事項 新 旧 届出年月日

自由民主党女川町支部 会計責任者 鈴木 敬幸 石森 洋悦 平成二十五年三月二十九日

自由民主党21世紀宮城をつくる会 主たる事務所の所在地 多賀城市中央二一―一―二七―二八 仙台市太白区人來田 平成二十五年三月二十九日

代表者の氏名 柘田 孝一 奥山 隆男

自由民主党利府町支部 主たる事務所の所在地 宮城郡利府町花園三―二―三―一七 宮城郡利府町森郷字土橋八五 平成二十五年三月二十二日

民主党宮城県第4区総支部 会計責任者の氏名 石山 育恵 佐々木 晋 平成二十五年一月二十五日

(二) その他の政治団体(政党、政党の支部及び政治資金団体以外の政治団体)

政治団体の名称 異動事項 新 旧 届出年月日

安部周治後援会 会計責任者の氏名 宇佐美 研 菅原富士郎 平成二十五年二月十五日

石森市雄後援会 会計責任者の氏名 石森 信子 渥美 義孝 平成二十五年二月四日

石山けいき後援会 代表者の氏名 石山 敬貴 佐々木啓一 平成二十五年一月二十五日

国会議員関係政治団体の区分 法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体か
法第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体

石山けいきを支える会 主たる事務所の所在地 加美郡加美町字南寺宿七―一六 塩竈市尾島町四―一―一 平成二十五年一月二十五日

一匡会 会計責任者の氏名 末永 淳 横田 由美 平成二十五年二月二十八日

伊藤康志三本木後援会 主たる事務所の所在地 大崎市三本木蒜袋字南屋敷一―二―一―一 大崎市三本木新沼字中谷地屋敷八三 平成二十五年三月十二日

猪股俊一後援会 代表者の氏名 吉岡 利文 石垣 正年 平成二十五年

の氏名 上遠野 勝 吉岡 利文 二月二十八日

おおつき正俊後援会 代表者の氏名 高橋 富 鈴木 忠雄 平成二十五年三月八日

岡崎たかし後援会 主たる事務所の所在地 柴田郡大河原町大谷字町向一〇三―一―二三 柴田郡大河原町字西浦三二―一―二 平成二十五年三月十三日

尾口慶悦後援会 会計責任者の氏名 大友 幸子 車塚 信夫 平成二十五年三月二十八日

幸福実現党利府後援会 会計責任者の氏名 村上 善昭 小原 康敬 平成二十五年三月二十五日

佐々木哲男後援会 会計責任者の氏名 山川 誠一 斎藤 利勝 平成二十五年三月二十九日

佐々木一後援会 代表者の氏名 及川 正雄 菅原 啓助 平成二十五年三月十八日

佐藤さとる後援会 主たる事務所の所在地 栗原市築館伊豆一―一―四―五 栗原市築館伊豆二―一―〇―四三―一二 平成二十五年三月十二日

佐藤まさひろ後援会 主たる事務所の所在地 名取市増田二―一―四―一―七 名取市増田三―一―二―一―七 平成二十五年三月二十六日

東海林京子後援会 主たる事務所の所在地 塩竈市清水沢一―一―三―一―〇 塩竈市藤倉二丁目四―一―二―四 平成二十五年三月二十六日

白石から政治と平和を考える会 会計責任者の氏名 佐々木辰哉 羽田野真悟 平成二十五年三月二十六日

親幸会 会計責任者の氏名 岩松 貴子 佐藤 勝 平成二十五年三月二十八日

鈴木ひでまさ後援会 代表者の氏名 大川 茂 大立目康男 平成二十五年二月二十六日

須田善明後援会 会計責任者の氏名 鈴木 敬幸 阿部 視悦 平成二十五年三月二十九日

大日本天誠塾 会計責任者の氏名 高橋 優子 阿部 徳敏 平成二十五年三月四日

丹野のりひこ後援会 主たる事務所の所在地 柴田郡柴田町船岡中 柴田郡柴田町船岡東 平成二十五年三月一日

中沢幸男の会 会計責任者の氏名 岩松 貴子 佐藤 勝 平成二十五年三月二十八日

二階堂一男後援会 代表者の氏名 菅原 健一 菅原 儀八 平成二十五年三月十四日

ほりえ一男とやさしい まちづくりの会	代表者 千葉 賢造	平成二十五年 二月二十二日
宮城県医師連盟	代表者 嘉数 研二	平成二十五年 三月二十六日
宮城県商工政治連盟大 河原支部	代表者 八重樫國光	平成二十五年 三月十八日
宮城県商工政治連盟川 崎支部	代表者 鈴木 孝典	平成二十五年 二月二十五日
宮城県商工政治連盟多 賀城・七ヶ浜支部	代表者 鈴木 清安	平成二十五年 三月二十二日
宮城県隊友政治連盟	代表者 山王 英男	平成二十五年 三月二十二日
宮城県理政会	代表者 大山 伸人	平成二十五年 三月二十八日
村上よしあき後援会	代表者 村上 善昭	平成二十五年 三月二十五日
森山ゆきてる後援会	代表者 川下 文彦	平成二十五年 二月五日
夢、創造の会	代表者 森山わか子	平成二十五年 二月五日
渡辺ひろふみを支える 会	代表者 森山わか子	平成二十五年 三月二十六日
○宮選管告示第四十号	代表者 森山わか子	平成二十五年 三月二十六日
政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次のとおり政治 団体が解散した旨届出があった。	代表者 森山わか子	平成二十五年 三月二十六日
平成二十五年四月十六日	代表者 森山わか子	平成二十五年 三月二十六日
宮城県選挙管理委員会	代表者 森山わか子	平成二十五年 三月二十六日
委員長 菊地 光輝	代表者 森山わか子	平成二十五年 三月二十六日
政治団体の名称	代表者 森山わか子	平成二十五年 三月二十六日
阿部和夫後援会	代表者 福岡 昇	平成二十四年九月三十日
鷗橋浩之を励ます会	代表者 佐藤 公夫	平成二十四年四月五日

大関健一後援会	大関 雄三	平成二十五年三月十七日
大橋信彦と考える会	大橋 信彦	平成二十四年七月三十一日
尾口好昭後援会	原谷 丈夫	平成二十四年十二月二十五日
小野寺善孝後援会	小野寺徳郎	平成二十四年十二月三十一日
日下俊後援会	熊谷 貞雄	平成二十五年二月二十八日
国民の生活が第一宮城県総支部連合会	齋藤 恭紀	平成二十四年十二月三十一日
国民の生活が第一宮城県第一区総支部	横田 匡人	平成二十四年十二月三十一日
国民の生活が第一宮城県第二区総支部	齋藤 恭紀	平成二十四年十二月三十一日
佐々木康明を育てる会	菊地 幹雄	平成二十四年十二月十日
東海林京子後援会	五十嵐孝夫	平成二十五年三月十七日
菅原幸夫後援会	武田 久雄	平成二十四年八月一日
須田善明連合後援会	須田 善明	平成二十三年十二月三十一日
須藤ひろし後援会	稲田 政雄	平成二十五年三月十五日
多賀城をこのままにしておけない市民の会	小池 信彦	平成二十四年十二月二十五日
高橋辰郎後援会	渡辺 力	平成二十五年二月二十八日
玉手安博後援会	八島 国光	平成二十五年三月四日
豊澤啓司後援会	豊澤 政孝	平成二十五年二月二十五日
松木英一後援会	松木 英一	平成二十五年三月二十五日
杜の会	池田 友信	平成二十四年十二月三十一日
森りようじ後援会	高橋 昭	平成二十五年三月十二日
渡辺邦信後援会	渡辺 邦信	平成二十四年十二月三十一日
○宮選管告示第四十一号	代表者 渡辺 邦信	平成二十四年十二月三十一日
政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平 成二十二年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のと おり公表する。	代表者 渡辺 邦信	平成二十四年十二月三十一日
平成二十五年四月十六日	代表者 渡辺 邦信	平成二十四年十二月三十一日
宮城県選挙管理委員会	代表者 渡辺 邦信	平成二十四年十二月三十一日
委員長 菊地 光輝	代表者 渡辺 邦信	平成二十四年十二月三十一日
政治団体の収支報告書の添付（単位：円）	代表者 渡辺 邦信	平成二十四年十二月三十一日

<p>(その他の政治団体)</p> <p>日下後援会 報告年月日 25. 3. 4 (25. 2. 28解散)</p> <p>1 収入総額 4,800 前年繰越額 4,800</p> <p>2 支出総額 0</p> <p>○阿部和夫氏後援会 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十三年分収支報告書の提出があったので、同法第二十條第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。</p> <p>平成二十五年四月十六日</p>	<p>事務所費 371,593</p> <p>政治活動費 3,037,916</p> <p>組織活動費 2,682,055</p> <p>寄附・交付金 355,861</p> <p>5 寄附の内訳 355,861 (個人分) 須田 善明 2,000,000 牡鹿郡女川町</p> <p>(政治団体分) 自由民主党女川町支部 1,100,000 牡鹿郡女川町</p> <p>(その他の政治団体)</p> <p>阿部和夫後援会 報告年月日 25. 3. 27 (24. 9. 30解散)</p>
<p>(資金管理団体)</p> <p>須田善明連合後援会 資金管理団体の届出をした者の氏名 須田 善明 資金管理団体の届出に係る公職の種類 女川町長 報告年月日 25. 3. 29 (23. 12. 31解散)</p>	<p>1 収入総額 33,927 前年繰越額 1,927 本年収入額 32,000</p> <p>2 支出総額 32,173</p> <p>3 本年収入の内訳 (32人) 個人の党費・会費 32,000</p> <p>4 支出の内訳 経常経費 32,173 光熱水費 15,281 備品・消耗品費 16,892</p> <p>鶴橋浩之を励ます会 報告年月日 25. 3. 8 (24. 4. 5解散)</p>
<p>1 収入総額 3,513,817 前年繰越額 413,817 本年収入額 3,100,000</p> <p>2 支出総額 3,513,817</p> <p>3 本年収入の内訳 寄附 3,100,000 個人分 2,000,000 政治団体分 1,100,000</p> <p>4 支出の内訳 経常経費 475,901 光熱水費 18,151 備品・消耗品費 86,157</p>	<p>1 収入総額 0 2 支出総額 0</p> <p>尾口好昭後援会 報告年月日 25. 3. 18 (24. 12. 25解散)</p> <p>1 収入総額 0 2 支出総額 0</p> <p>日下後援会</p>

報告年月日	25. 3. 4 (25. 2. 28解散)		
1 収入総額	4,800		
前年繰越額	4,800		
2 支出総額	0		
佐々木康明を育てる会			
報告年月日	25. 3. 4 (24. 12. 10解散)		
1 収入総額	0		
2 支出総額	0		
菅原幸夫後援会			
報告年月日	25. 3. 27 (24. 8. 1解散)		
1 収入総額	9,115		
前年繰越額	9,115		
2 支出総額	9,115		
3 支出の内訳			
政治活動費	9,115		
その他の経費	9,115		
須藤ひろし後援会			
報告年月日	25. 3. 15 (25. 3. 15解散)		
1 収入総額	0		
2 支出総額	0		
多賀城をこのままにしておけない市民の会			
報告年月日	25. 3. 18 (24. 12. 25解散)		
1 収入総額	0		
2 支出総額	0		
高橋辰朗後援会			
報告年月日	25. 1. 24 (25. 2. 28解散)		
1 収入総額	21,409		
前年繰越額	16,309		
本年収入額	5,100		
2 支出総額	16,392		
3 本年収入の内訳			
個人の党費・会費	(17人)	5,100	
4 支出の内訳			
政治活動費		16,392	
組織活動費		16,392	
松本英一後援会			
報告年月日	25. 3. 25 (25. 3. 25解散)		
1 収入総額	0		
2 支出総額	0		
森りょうじ後援会			
報告年月日	25. 3. 12 (25. 3. 12解散)		
1 収入総額	29,475		
前年繰越額	680		
本年収入額	28,795		
2 支出総額	29,475		
3 本年収入の内訳			
寄附		28,795	
個人分		28,795	
4 支出の内訳			
政治活動費		29,475	
機関紙誌の発行その他の事業費		29,475	
機関紙誌の発行事業費		29,475	
5 寄附の内訳			
(個人分)		28,795	
年間五万円以下のもの		28,795	
○宮城県知事兼第四十三回 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十四年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。			
平成二十五年四月十六日			
宮城県選挙管理委員会 委員長 菊 地 光 輝			

3 本年収入の内訳				須藤ひろし後援会			
寄附	920,840			報告年月日 25. 3. 15 (25. 3. 15解散)			
個人分	570,840			1 収入総額	0		
団体分	350,000			2 支出総額	0		
4 支出の内訳				多賀城をこのままにはおけない市民の会			
政治活動費	920,840			報告年月日 25. 3. 18 (24. 12. 25解散)			
機関紙誌の発行その他の事業費	920,840			1 収入総額	0		
宣伝事業費	920,840			2 支出総額	0		
5 寄附の内訳				高橋辰郎後援会			
(個人分)				報告年月日 25. 2. 1 (25. 2. 28解散)			
横田 匡人	560,840	仙台市太白区		1 収入総額	8,617		
年間五万円以下のもの	10,000			前年繰越額	5,017		
(団体分)				本年収入額	3,600		
(株)太陽観光開発	300,000	仙台市青葉区		2 支出総額	7,000		
年間五万円以下のもの	50,000			3 本年収入の内訳			
国民の生活が第一宮城県第2区総支部				個人の党費・会費	3,600	(13人)	
報告年月日 25. 3. 6 (24. 12. 31解散)				4 支出の内訳			
1 収入総額	0			政治活動費	7,000		
2 支出総額	0			組織活動費	7,000		
佐々木康明を育てる会				玉手安博後援会			
報告年月日 25. 3. 4 (24. 12. 10解散)				報告年月日 25. 3. 26 (25. 3. 4解散)			
1 収入総額	0			1 収入総額	0		
2 支出総額	0			2 支出総額	0		
東海林京子後援会				豊澤啓司後援会			
報告年月日 25. 3. 26 (25. 3. 17解散)				報告年月日 25. 2. 25 (25. 2. 25解散)			
1 収入総額	0			1 収入総額	0		
2 支出総額	0			2 支出総額	0		
菅原幸夫後援会				松本英一後援会			
報告年月日 25. 3. 27 (24. 8. 1解散)				報告年月日 25. 3. 25 (25. 3. 25解散)			
1 収入総額	0			1 収入総額	0		
2 支出総額	0			2 支出総額	0		

森りようじ後援会
報告年月日 25. 3. 12 (25. 3. 12解散)

1 収入総額 0
2 支出総額 0

渡辺邦信後援会

報告年月日 25. 3. 25 (24. 12. 31解散)

1 収入総額 0
2 支出総額 0

○宮城県選挙区第四十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十五年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成二十五年四月十六日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）

（その他の政治団体）

大関健一後援会

報告年月日 25. 3. 21 (25. 3. 17解散)

1 収入総額 0
2 支出総額 0

日下俊後援会

報告年月日 25. 3. 4 (25. 2. 28解散)

1 収入総額 4,800
前年繰越額 4,800
2 支出総額 0

東海林京子後援会

報告年月日 25. 3. 26 (25. 3. 17解散)

1 収入総額 0
2 支出総額 0

須藤ひろし後援会

報告年月日 25. 3. 15 (25. 3. 15解散)

1 収入総額 0
2 支出総額 0

高橋辰郎後援会

報告年月日 25. 3. 11 (25. 2. 28解散)

1 収入総額 21,325
前年繰越額 1,617
本年収入額 19,708

2 支出総額 21,325

3 本年収入の内訳

個人の党費・会費

3,300 (11人)

寄附

16,408

個人分

16,408

4 支出の内訳

政治活動費

21,325

組織活動費

6,000

機関紙誌の発行その他の事業費

15,325

その他の事業費

15,325

5 寄附の内訳

(個人分)

16,408

年間五万円以下のもの

16,408

玉手安博後援会

報告年月日 25. 3. 26 (25. 3. 4解散)

1 収入総額 0
2 支出総額 0

豊澤啓司後援会

報告年月日 25. 2. 25 (25. 2. 25解散)

1 収入総額 0
2 支出総額 0

松本美一後援会

報告年月日 25. 3. 25 (25. 3. 25解散)

1 収入総額 0
2 支出総額 0

1 収入総額 0
 2 支出総額 0
 森りようじ後援会
 報告年月日 25. 3. 12 (25. 3. 12解散)

1 収入総額 0
 2 支出総額 0
 ○宮選管告示第四十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定により、次のとおり資金管理団体の届出があった。
 平成二十五年四月十六日

宮城県選挙管理委員会
 委員長 菊 地 光 輝

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	届出年月日
藤田 利彦	石巻市長	藤田利彦と未来の石巻を考える会	藤田 利彦	平成二十五年三月六日
和田 政宗	参議院議員	和田政宗後援会	和田 政宗	平成二十五年三月二十五日

○宮選管告示第四十六号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定により、次のとおり資金管理団体の届出事項を異動した旨届出があった。
 平成二十五年四月十六日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

資金管理団体の届出事項の異動した者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	新旧
石山 敬貴	衆議院議員	石山けいきを支える会	主たる事務所の所在地 加美郡加美町南寺一丁目七十六	新

○宮選管告示第四十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定により、次のとおり資金管理団体の指定を取り消した旨届出があった。

平成二十五年四月十六日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

(一) 法第十九条第三項第一号による届出
 資金管理団体の指定の届出をした者の氏名
 公職の種類
 主たる事務所の所在地
 代表者の氏名
 届出年月日

池田 友信	仙台市議会議員	杜の会	仙台市宮城野区仙石一五一六	池田 友信	平成二十五年二月二十一日
須田 善明	女川町長	須田善明連合後援会	牡鹿郡女川町女川浜字女川一八四	須田 善明	平成二十五年三月二十九日

監査委員

○宮城県監査委員告示第2号
 地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した定期監査結果等について、宮城県知事から同条第12項の規定により下記の措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により公表する。
 平成25年4月16日

宮城県監査委員	安 藤 俊 威
宮城県監査委員	菅 間 進
宮城県監査委員	遊 佐 勘左衛門
宮城県監査委員	工 藤 鏡 子

記

1 監査委員の報告日
 平成25年2月14日
 2 通知のあった日
 平成25年3月28日

3 監査委員の報告内容及び措置の内容
 (1) 仙台南県税事務所
 4 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、徴収の確保に努められたい。

堺 県 公 道

<p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ H23年度収入未済額 <table border="1"> <tr><td>現年度分</td><td>158,440,736円</td></tr> <tr><td>過年度分</td><td>470,613,683円</td></tr> <tr><td>合 計</td><td>629,054,419円</td></tr> </table> ・ H22年度収入未済額 <table border="1"> <tr><td>現年度分</td><td>430,100,529円</td></tr> <tr><td>過年度分</td><td>485,154,993円</td></tr> <tr><td>合 計</td><td>915,255,522円</td></tr> </table> <p>ロ 措置の内容</p> <p>平成24年度においては、更なる滞納額の縮減を図るため、班内を初動チームと処分チームに分け、これまでの地区分担制から機能分担制に変更した。このことにより、滞納額の多寡にかかわらず同一の滞納処分を実施できるようになった。</p> <p>さらに、様々な徴収対策（税目毎、納期毎）については、その企画毎にチームリーダーを決め、徴収対策を講じた。</p> <p>なお、自動車の差押・預金差押処分については、目標数を決め肅々と滞納処分を実施した。また、課税班との連携を図り、督促状送付から滞納処分に至るまでの期間の縮減に努めた。</p> <p>(2) 仙台北県税事務所</p> <p>イ 監査委員の報告の内容</p> <p>県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。</p> <p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ H23年度収入未済額 <table border="1"> <tr><td>現年度分</td><td>206,923,994円</td></tr> <tr><td>過年度分</td><td>493,011,084円</td></tr> <tr><td>合 計</td><td>699,935,078円</td></tr> </table> ・ H22年度収入未済額 <table border="1"> <tr><td>現年度分</td><td>338,643,407円</td></tr> <tr><td>過年度分</td><td>603,974,336円</td></tr> <tr><td>合 計</td><td>942,617,743円</td></tr> </table> <p>ロ 措置の内容</p>	現年度分	158,440,736円	過年度分	470,613,683円	合 計	629,054,419円	現年度分	430,100,529円	過年度分	485,154,993円	合 計	915,255,522円	現年度分	206,923,994円	過年度分	493,011,084円	合 計	699,935,078円	現年度分	338,643,407円	過年度分	603,974,336円	合 計	942,617,743円	<p>県税滞納額縮減方針に基づき震災による被災状況に十分配慮しながら収入未済額の縮減に向けた取組を行った。</p> <p>個人県民税については、町村との共同催告の実施、地方税法第48条による直接徴収や訪問による巡回指導、県税還付金差押えの支援など従来の取組を継続して実施した。</p> <p>また、個人住民税対策会議を開催し平成25年度予定の個人住民税特別徴収義務者一斉指定に向けた準備を推進した。</p> <p>個人県民税以外については、自動車税を重点として滞納整理の早期着手、徹底した財産調査、換価・取立が容易な預貯金・給与等の優先差押え、タイヤロツクや検索による動産差押え等を行った。また検索による動産はインターネット公売して換価するなど、収入未済額の縮減に努めた。</p> <p>(3) 塩釜県税事務所</p> <p>イ 監査委員の報告の内容</p> <p>県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。</p> <p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ H23年度収入未済額 <table border="1"> <tr><td>現年度分</td><td>152,376,606円</td></tr> <tr><td>過年度分</td><td>415,527,294円</td></tr> <tr><td>合 計</td><td>567,903,900円</td></tr> </table> ・ H22年度収入未済額 <table border="1"> <tr><td>現年度分</td><td>227,487,874円</td></tr> <tr><td>過年度分</td><td>404,013,335円</td></tr> <tr><td>合 計</td><td>631,501,209円</td></tr> </table> <p>ロ 措置の内容</p> <p>平成24年度県税滞納額縮減方針に基づき平成24年度県税滞納額縮減対策目標・事業計画を定め、特に自動車税については、現年度収入率99%、滞納繰越分40%を目標とするともに、個人県民税を除く税目の差押えの件数を500件として収入確保に努めた。</p> <p>平成24年12月末現在で、差押件数は自動車の差押件数606件を含む649件と、目標値を大きく上回った。</p> <p>また、財産調査を進める等収入未済額の縮減を積極的にを行い、処分停止等の措置を講じ、未整理事案の整理に努めた。</p>	現年度分	152,376,606円	過年度分	415,527,294円	合 計	567,903,900円	現年度分	227,487,874円	過年度分	404,013,335円	合 計	631,501,209円
現年度分	158,440,736円																																				
過年度分	470,613,683円																																				
合 計	629,054,419円																																				
現年度分	430,100,529円																																				
過年度分	485,154,993円																																				
合 計	915,255,522円																																				
現年度分	206,923,994円																																				
過年度分	493,011,084円																																				
合 計	699,935,078円																																				
現年度分	338,643,407円																																				
過年度分	603,974,336円																																				
合 計	942,617,743円																																				
現年度分	152,376,606円																																				
過年度分	415,527,294円																																				
合 計	567,903,900円																																				
現年度分	227,487,874円																																				
過年度分	404,013,335円																																				
合 計	631,501,209円																																				

さらに、滞納事案検討会を2回開催し、長期滞納者及び大口滞納者に対する対応方針を決定して滞納整理にあたった。

個人県民税については、管内市町と連携した特別徴収推進により、先行して実施していた多賀城市に加え、管内全市町が平成25年度から特別徴収義務者一斉指定を実施することとなった。また、県税還付金差押えなどの支援に取り組んだ。

(4) 北部県税事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

・H23年度収入未済額

現年度分 166,733,386円

過年度分 518,781,124円

合 計 685,514,490円

・H22年度収入未済額

現年度分 221,797,235円

過年度分 495,638,217円

合 計 717,435,452円

ロ 措置の内容

1 個人県民税について

収入未済額合計の81%を占める当該県税については、平成24年度において管内市町等と個人住民税特別徴収義務者一斉指定に向けた会議を4回にわたり開催し協議を重ねた結果、管内全市町が平成25年度からの一斉指定を目指すこととなり、収入未済額縮減に向けて大きな推進となった。

2 自動車税について

収入未済額合計に占める割合が、個人県民税に次ぐ13%となっている当該県税については、平成23年度収入未済額は前年度より増加したが、滞納者個々の財産状況に応じた滞納処分を行う等効率的な滞納整理を徹底した結果、平成25年2月末現在で、すでに平成23年度収入未済額を下回った。

3 その他県税について

現年度課税分については、担当職員を決め、督促状発付後速やかに催告を行った。特に50

万円以上の大口課税分については、納期限前から注視し、納期限経過後速やかに納税確認の電話を入れる等して納税を促し成果を上げている。

(5) 北部県税事務所 栗原地域事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

・H23年度収入未済額

現年度分 31,604,039円

過年度分 120,487,551円

合 計 152,091,590円

・H22年度収入未済額

現年度分 41,820,676円

過年度分 129,037,413円

合 計 170,858,089円

ロ 措置の内容

滞納額の8割を占める個人県民税徴収対策として、栗原・大崎・登米管内の県税事務所及び市町が連携して特別徴収義務者一斉指定に向けた打合せ（3回開催）を立ち上げ、情報共有や移行スケジュールの平準化を図るなどした結果、平成25年度から一斉指定できる見込みであり、これにより更なる縮減が期待される。

個人県民税以外の税目の縮減対策として、滞納者の資力調査（上半期324人分、下半期531人分）を実施し、担保力を把握するとともに「所長の思い」に基づく滞納整理の強化により、目標である差押件数（100件）は平成25年2月末で達成した。

また、自動車税現年滞納者対策として、平成25年2月～3月を滞納整理強化月間として位置づけ、出資金の積極的な差押えなど戦略的な滞納整理を行っている。この結果、収入未済額は平成23年度決算よりも縮減が図られる見込みである。

・平成24年2月末収入率（現滞計） 83.82%

平成25年2月末収入率（現滞計） 86.39%

（前年同月比2.57ポイント増）

・平成24年2月末収入未済額（現滞計） 558,316千円

平成25年2月末収入未済額（現滞計） 511,783千円

(前年同月比46,533千円縮減)

(6) 東部県税事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

・H23年度収入未済額

現年度分 112,491,803円

過年度分 628,727,614円

合 計 741,219,417円

・H22年度収入未済額

現年度分 343,880,217円

過年度分 577,810,401円

合 計 921,690,618円

ロ 措置の内容

平成24年度において、以下の対応策を講じ税収の確保に努めた。

1 滞納処分の促進(2月末現在)

・自動車の差押促進

実績 420件(前々年度191件)

・タイヤロツクの実施

実績 5件(前々年度 6件)

・自動車税滞納繰越分の収入率向上

目標 40% 2月末現在 41.48%

2 収入未済額の縮減対策(2月末現在)

・不納欠損処理

実績 46,322千円(前々年度 40,511千円)

3 個人県民税の徴収対策

平成25年度特別徴収義務者一斉指定に向けた予告書の送付

石巻市 5,075件

東松島市 6,099件

(7) 東部県税事務所登米地域事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

・H23年度収入未済額

現年度分 45,725,271円

過年度分 113,608,637円

合 計 159,333,908円

・H22年度収入未済額

現年度分 54,989,505円

過年度分 126,812,460円

合 計 181,801,965円

ロ 措置の内容

○ 個人県民税の税収確保として登米市との共同催告書を発送した。また、平成25年度の個人住民税特別徴収義務者一斉指定に向けて、打合せの開催や名簿作成などを支援した。

○ 換価が容易な預貯金などの差押えを中心に滞納処分を強化した。

○ 財産調査を実施して滞納処分に活用するとともに、資力のない滞納者には処分停止をするなど、債権管理を行った。

など、債権管理を行った。

(8) 気仙沼県税事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

・H23年度収入未済額

現年度分 55,001,745円

過年度分 221,627,432円

合 計 276,629,177円

・H22年度収入未済額

現年度分 193,666,780円

過年度分 200,718,685円

合 計 394,385,465円

ロ 措置の内容

平成23年度については、震災直後で甚大な被害地域であったため、差押えを見合わせ、催告書及び差押予告書により滞納整理に努めたところである。

平成24年度については、住民税課税状況調査や財産調査を行い、資力のある滞納者に対して預金、自動車及び生命保険等を差押えし、滞納額の縮減に努めているところである。

なお、平成24年度の差押件数は、差押目標件数100件に対して、平成25年2月末現在で75件執行している。

(9) 東部保健福祉事務所

イ 監査委員の報告の内容

母子寡婦福祉資金貸付金償還金及び未熟児療育費において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図りたい。

(内容)

○母子寡婦福祉資金貸付金償還金

・ H23年度収入未済額

現年度分 2,155,050円

過年度分 9,137,898円

合 計 11,292,948円

・ H22年度収入未済額

現年度分 4,055,315円

過年度分 6,998,670円

合 計 11,053,985円

○未熟児療育費

・ H23年度収入未済額

現年度分 29,786円

過年度分 105,959円

合 計 135,745円

・ H22年度収入未済額

現年度分 152,260円

過年度分 52,246円

合 計 204,506円

ロ 措置の内容

未納者については、催促状による通知後、滞納及び未償還者に対して、文書、電話及び直接訪問、連帯保証人の活用（母子等貸付金のみ）による納入・償還指導を行っている。

対象者には償還が困難な者もいるが、今後も引き続き収納促進を図るとともに、収納申告、届出義務の指導の徹底、貸付時の調査徹底を図り、未納者発生の防止に努めていく。

電話等の実績（9月～12月）

文書30件、電話251件、訪問93件

(10) 拓桃医療療育センター

イ 監査委員の報告の内容

需用費において、支出金額の誤りが認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

修繕費の支出について、誤って請求金額と異なる金額を支出命令したもの

・ 件数 1件

・ 正規支出金額 21,000円

・ 支出済金額 210,000円

・ 返納額 189,000円

ロ 措置の内容

複数の目でチェックしていたが、結果として誤りを見逃したことから、再発防止のため、入力後の再確認等さらにチェックを厳格にすることとした。

(11) 気仙沼地方振興事務所

イ 監査委員の報告の内容

事務事業の執行管理において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

○郵便切手の紛失

平成23年11月1日の払出以降、郵便切手10,650円分を保管していたファイルが紛失した
もの

○職員宿舍料の支払遅延

① 平成23年4月分職員宿舍料

・ 金額 60,600円

・ 納期限 平成23年5月1日

<p>・支払日 平成24年 2月28日</p> <p>② 平成23年10月分職員宿舍料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金額 36,690円 ・納期限 平成23年10月31日 ・支払日 平成24年 2月28日 <p>○延滞金の支払</p> <p>職員宿舍料の支払遅延に伴い延滞金を支払ったもの</p> <p>○所属不明な現金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金額 903円 <p>○不適正な事務処理</p> <p>収入証紙の返還請求に対する還付遅延、非常勤職員の社会保険加入及び既退手続の遅延等、適正な事務処理が行われなかったもの</p> <p>ロ 措置の内容</p> <p>1 処理状況</p> <p>事務事業の執行管理において、不適切な取扱いが確認されたことから、事実関係の調査と職員の法令違反等の報告（H23.12）及び亡失等事実確認報告（H24.2）を行い、未処理の事務については、平成23年度内に処理した。</p> <p>なお、所属不明な現金（903円）については、今後の処理について、関係機関と協議し処理に努める。</p> <p>2 対応策</p> <p>今後再び、このような不適切な取扱いが発生することのないよう、下記の改善策を実施するとともに、綱紀厳正とチェック体制の強化に努め、事務事業の全般にわたり一層適正な執行管理に努める。</p> <p>〔改善策〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現金等及び金庫の管理徹底 ・切手払出及び確認行為の徹底 ・正副担当者制の完全実施により、班員相互に事務の進行管理を行い、事務処理の遅延等の防止を図るとともに、業務の課題、各人が抱える問題点等の情報を共有し、必要なフォローアップが迅速にできるようにした。 <p>(12) 水産技術総合センター</p> <p>イ 監査委員の報告の内容</p>	<p>歳入歳出外現金において、払出しが行われていないものが認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。</p> <p>(内容)</p> <p>○物品購入契約に係る契約保証金返還金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未払出額 207,900円 <p>ロ 措置の内容</p> <p>監査で指摘された後、直ちに業者より契約保証金払戻請求書の提出を受け、支払いを行った。今後は業者との契約書締結時に、契約保証金払戻請求書を添付して契約書を送付することにした。</p> <p>また、歳入歳出外現金整理票を毎月出力し複数者で保管金の内容確認を行うことにより、払出漏れを防止していく。</p>
	<p style="text-align: center;">公安委員会</p> <p>○宮城県公安委員会告示第52号</p> <p>警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。</p> <p>平成25年 4月16日</p> <p>1 講習に係る警備業務の区分及び実施期日</p> <p>(1) 警備業務の区分</p> <p>法第2条第1項第1号に規定する警備業務（以下「1号警備業務」という。）</p> <p>(2) 実施期日</p> <p>ア 新規取得講習</p> <p>(ア) 第1回講習</p> <p>平成25年 6月5日（水）から同月14日（金）までの土・日曜日を除く 8日間</p> <p>(イ) 第2回講習</p> <p>平成25年 7月3日（水）から同月12日（金）までの土・日曜日を除く 8日間</p> <p>イ 追加取得講習</p> <p>(ア) 第1回</p> <p>平成25年 6月10日（月）から同月13日（木）までの4日間</p> <p>(イ) 第2回</p>

<p>平成25年7月8日(月)から同月11日(木)までの4日間</p> <p>2 実施場所 仙台市泉区天神沢1丁目4番11号 一般社団法人宮城県警備業協会</p> <p>3 受付人員 第1回、第2回とも新規取得講習及び追加取得講習あわせて40人</p> <p>4 受講対象者 (1) 新規取得講習 受講申込日において、次のいずれかに該当する者 ア 最近5年間に1号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者 イ 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(1号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者 ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定(1号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上1号警備業務に従事している者 エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(1号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。)に合格した者 オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(1号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上1号警備業務に従事している者</p> <p>(2) 追加取得講習 受講申込日において、1号警備業務以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証(以下「資格者証」という。)又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号)第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「修了証明書」という。)の交付を受けている者であって、前記(1)ア～オのいずれかに該当する者</p> <p>5 事前申込み (1) 受付専用電話</p>	<p>宮城県警察本部生活環境課受付専用電話(022-224-7311)にて事前申込みを受け付ける。 なお、1回の電話での受付は1人とする。</p> <p>(2) 受付期間 ア 第1回講習 平成25年5月1日(水)から同月9日(木)までの土・日曜日・祝日を除く5日間(5月1日から8日までは午前9時から午後5時まで、9日は午後3時まで) イ 第2回講習 平成25年6月6日(水)から同月12日(水)までの土・日曜日を除く5日間(6月6日から11日までは午前9時から午後5時まで、12日は午後3時まで) ※ なお、受付は先着順とし、定員に達した場合は期間内であっても締め切る。</p> <p>6 受講手続き 事前申込みにより予約番号を所得した者に対する受講手続きは、次のとおり行う。</p> <p>(1) 申請受付期間 ア 第1回講習 平成25年5月10日(金)から同月16日(木)までの土・日曜日を除く5日間(毎日午前9時から午後5時まで) イ 第2回講習 平成25年6月13日(木)から同月19日(水)までの土・日曜日を除く5日間(毎日午前9時から午後5時まで)</p> <p>(2) 申込書の提出先 事前申込みの際に指定先警察署を指定するので、申請受付期間内に指定された警察署生活安全課に提出すること。 なお、郵送による提出は受け付けない。</p> <p>(3) 提出書類 ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1通 イ 資格者証又は修了証明書の写し 1通(追加取得講習受講者のみ) ウ 受講対象者に該当することを疎明する書面 1通 エ 前記4-(1)アに該当する者 最近5年間に、1号警備業務に従事した期間が通算して3年以上であることを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書</p>
---	--

<p>(イ) 前記 4-1-1-イに該当する者 1級検定の合格証明書の写し</p> <p>(ウ) 前記 4-1-1-ウに該当する者 2級検定の合格証明書の写し及び当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上1号警備業務に従事していることを証明する警備業務従事証明書</p> <p>(ロ) 前記 4-1-1-ロに該当する者 旧1級検定の旧検定期則第8条の合格証の写し</p> <p>(オ) 前記 4-1-1-オに該当する者 旧2級検定の旧検定期則第8条の合格証の写し及び当該検定に合格した後、継続して1年以上1号警備業務に従事していることを証明する警備業務従事証明書</p> <p>エ 代理人が提出する場合は本人からの委任状</p> <p>(4) 受講手数料 公安委員会関係手数料条例（平成12年宮城県条例第21号）第2条第1項の表63の項に基づき、新規取得講習受講者にあつては47,000円、追加取得講習受講者にあつては23,000円の額に相当する宮城県収入証紙により、受講申込時に納付すること。 なお、既納の受講手数料は、還付しない。</p> <p>7 講習の委託先 仙台市泉区天神沢1丁目4番11号 一般社団法人宮城県警備業協会</p> <p>8 その他 講習に関する問い合わせ先 警察本部生活安全部生活環境課 （電話番号022-221-7171 内線3184、3185）</p>	
--	--